



# 市報ぎのわん 英語版

宜野湾市野嵩1-1-1 | 098-893-4119

## 7月から国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付が始まります！

令和4年度の国民健康保険税の納付は、翌年2月までの8期払い、後期高齢者医療保険料の納付は翌年3月までの9期払いです。保険税・保険料の納付につきましては、指定金融機関および全国のコンビニエンスストア、またはスマホのキャッシュレス決済アプリで納めることができます。納期限までに納付しない場合、督促手数料および延滞金が加算されますので、お早めに納付をお願いします。国民健康保険税、後期高齢者医療保険料に関するご相談等につきましては、国民健康保険課までお気軽にお問い合わせください。

### ■ 安心便利な口座振替を！！

口座振替にすると、指定された口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れの心配がなくなり、納期のたびに金融機関などに行く手間も省け大変便利です。

また、口座振替を登録すると、翌年度以降も自動的に継続されますので、安心・便利な口座振替をお勧めいたします。

### ■ 納付相談はお早めに！

病気や失業などの事情により納期限までに国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を納付できない場合は納付相談を受け承りますので、窓口までご来所ください。

- ① 病気・ケガ等により生活に重大な影響を及ぼしたとき
- ② 失業等により生活が困難になったとき
- ③ 事業の休止、廃止、または著しい損失を受けたとき
- ④ 災害（火災・風水害）により住宅等に損害を受けたとき

### \* 令和4年度（令和3年收入分）の申告はお済みでしょうか \*

申告がまだお済みでない世帯については、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減や、入院費・高額療養費の限度額算定などで不利益になる場合があります。



宜野湾市制施行60周年記念

## 宜野湾 市制施行 60周年 記念

宜野湾市では、1962（昭和37）年7月1日に市制が施行されたことを記念して、毎年7月1日を「宜野湾市民の日」として制定しています。

### 記事一覧

熱中症に注意しましょう！！ - 2

7月から令和4年度国民年金保険料の免除申請の受付が始まります - 2

# 熱中症に注意しましょう！！

熱中症とは室温や気温が高い中での作業や運動により、体内の水分や塩分などのバランスが崩れ、体温の調節機能が働かなくなり、体温上昇、めまい、だるさ、ひどいときにはけいれんや意識障害など様々な症状をおこす病気です。室内でも熱中症になる場合がありますので、注意が必要です。

熱中症の分類と処理方法については、宜野湾市の英語版Facebookページをご覧ください！



琉球海炎祭  
RYUKYU  
KAIENSAI

2022.7.3  
SUN

10,000発の  
花火と音楽の  
コラボレーション

ぎのわん海浜公園  
(宜野湾トロピカル  
ビーチ)

開場: 16:30 (予定)  
開演: 20:00 (予定)

\*雨天決行。強風・強雨  
などの場合は、中止。

市の人口  
5月末現在

人 □  
100,105 (+32)

外国人  
1,564 (+10)

国籍数  
50 (±0)

世帯数  
46,568 (+41)

## 7月から令和4年度国民年金保険料 の免除申請の受付が始まります

～令和4年度の国民年金保険料は月額16,590円です～

本人・世帯主・配偶者の前年所得(1月から6月分を申請する場合は前々年所得)が一定額以下(単身世帯の場合67万円)の方や、失業した方、災害等により損害を受けた方など、国民年金保険料を納めることが困難な場合は、保険料の納付猶予または全額もしくは一部(4分の3、半額、4分の1)が免除になる制度があります。

※免除区分については年金機構が審査のうえ決定します。

◆免除は申請した時点から2年1カ月前までの期間について申請できます。

◆その他、学生納付特例を申請する方は、学生証または在学証明書が必要です。

■ 未納のままにすると…

①老齢基礎年金を将来受け取れない場合があります。

②障害や死亡といった万が一のときに、傷害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れない場合があります。

■ 免除が承認されると

①老齢基礎年金を受給するための資格期間(10年)に算入されます。ただし、国民年金保険料を全額納付した場合と比べて年金受給額は低額となります。

②障害年金・遺族年金を受給するための資格要件において、納付と同じ取り扱いになります。

※納付猶予および学生納付特例の期間は、年金受給額に反映されません。

※4分の3免除・半額免除・4分の1免除に該当した方は、減額された保険料を納付しないと未納と同じ扱いになりますのでご注意ください。

■ 保険料の追納について

申請免除・納付猶予・学生納付特例の期間は、10年以内であれば後から納付をすることができます。ただし、免除等を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。

問 市民課 内線2763・2764